

第5回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和2年8月11日(火) 10時00分～10時53分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

5 議事概要

(1) 労働者側からは

- ・山口県の最低賃金の低さは、ずっと訴え続けてきた
- ・山口県だけがコロナウイルスの影響を受けている訳ではなく、全国と同様の状況にある
- ・コロナ禍を県民全体で乗り切らなければならないときに、最低賃金近傍で働く方々へのメッセージがこういう状況で良いのか
- ・大多数の県が有額による結審である。現時点では、47都道府県中39県、83%が有額。もう1件有額となりそうなので、85%が有額の回答である
Cランクにおいては、14県中12県が有額であり、85%が有額である
- ・昨年度の公益委員見解で、地域間格差を是正することを確認したのに、「現行どおり」では納得がいかない。現行どおりとなった経緯を詳しく聞かないと、この後の採決には到底臨めない
- ・労働者側はプラス1円。影響率3.8%まで歩み寄ると言ったにもかかわらず、あえて地域間格差を拡大する「現行どおり」とする公益委員見解となるのか、具体的に教えていただきたい

との主張がされた。

(2) 使用者側から

- ・他県をみると、有額回答が多くされているが、使用者側の反対も多く、それ

が使用者側の立場である

・確かに、地域間格差の是正は大事だが、今年度の山口県の経済・雇用情勢をみても、雇用維持の観点から引上げを避けるべきであるとの主張がされた。

(3) 以上のとおり、労使双方に意見の一致がみられなかったため公益委員見解の採決を行ったところ、「現行どおりとする」ことで議決がされた。

(4) 生活保護と最低賃金との比較については、第1回専門部会の中で問題がないことが確認され、本審へ報告することが了承された。

(5) 今後の専門部会の日程について、事務局から説明を行った。